

§ 1 非常に短い序論

§ 2 物語文

§ 3 物語的説明とは何か？

ここでは、物語的説明の形式を検討しました。

§ 4 過去についての記述は可能か？

ここでは、物語的説明の単位となる物語文の意味や検証可能性を考察し、推論主義意味論からの説明を検討した。

§ 5 物語的問いは、どのようなものか？

推論主義意味論を問答意味論へと拡張するために、物語文の意味を説明しようとして、物語的問いの考察を始めようとした。

これまでとここで、いくつかの修正点が出てきた。そこで、修正点を述べたうえで、ヘイドンホワイトの議論を参照して、「物語的説明とは何か」を再考したい。

## 訂正 1

§ 4 過去についての記述は可能か？

3 推論主義意味論による物語文の意味の説明

#推論主義意味論の説明 (修正)

私たちは、「Aは、Bの西にある」から「BはAの東にある」を推論できる。この推論を可能にするのが「の西にある」と「の東にある」という表現の意味である。つまり、この推論ができるようになることが、「の西にある」「の東にある」の意味を理解することである。そして、これらの表現の意味とは、この推論を可能にするという推論役割である。

ブランダムは、「推論の正しさが、その前提と結論の概念的内容を決定するような種類の推論」を、セラーズに倣って、「実質推論」と名付ける (AR52, 訳 71) つまり実質的推論での役割が、文や語の意味となる。

ところで、前回は、推論主義意味論が、文の意味をその推論役割として説明する時、「その推論は、文ないし文末満表現の意味によって成立する推論であるので、原因の説明の推論でも行為の理由の推論でもなく、根拠の説明の推論であると思われる。」と述べた。しかし、ブランダムがあげる推論の例には、これとは異なる次のような種類の推論がある。

「雨が降ったら、道路が濡れる」

「マッチを擦ったら、火が付く」

「いま稲妻が見えたから、すぐに雷鳴が聞こえるだろう」

「銀行員ならば、ネクタイをすべきだ」

これらは、三種類の推論（出来事の原因を説明する推論、行為の理由を説明する推論、主張の根拠を説明する推論）の内の最後のものではない。最初の二つは出来事の原因を説明する推論であり、最後のものは、行為の理由を説明する推論である。

「例として、「ピッツバーグは、プリンストンの西にある」から「プリンストンは、ピッツバーグの東にある」への推論や、「いま稲妻が見えた」から「すぐに雷鳴が聞こえるだろう」への推論を考えよ。最初の推論をよい推論にしているのは、西と東という概念の内容であり、二番目の推論を適切なものにしてはいるのは稲妻と雷鳴という概念および時制の概念の内容なのである。これらの推論を支持することは、そうした概念の把握ないし習得の一部であり、それは一般に論理的能力と特定されるようなものとはまったく別のものである。」 (AR 訳 71)

修正点は、推論主義意味論では、表現の意味を説明する推論役割は、「主張の根拠を説明する推論」の場合だけでなく「出来事の原因を説明する推論」や「行為の理由を説明する推論」の場合もあるということである。

物語の場合には、「出来事の原因を説明する推論」は物語的説明となる。そうすると、物語文の意味を説明するために、物語的説明（物語的推論）に依拠する必要があることになる。物語文の説明と、物語文が記述する出来事の物語的説明が、不可分になる。

### 注1 実質的推論の説明

「稲妻が見えた」から「すぐに雷鳴が聞こえるだろう」への推論は、「稲妻」と「雷鳴」が指示する現象の因果関係にもとづいて正当化されると考えるのが、普通の理解だろう。その因果関係は、「（雷の放電は、光と音を発生させるが、光は音より早く伝わるので）、雷鳴は常に稲妻に遅れて聞こえる」という仕方で説明できるだろう。「雷鳴は常に稲妻に遅れて聞こえる」これを大前提にすると、先の推論は、次のように表現できる。「雷鳴は常に稲妻に遅れて聞こえる。いま稲妻が見えた。ゆえに、すぐに雷鳴が聞こえるだろう」しかし、初めの推論を、このような省略三段論法として理解することは、実質推論を形式推論に書き換えることである。ブランダムは、このような理解をとらない。

ブランダムは、この推論の正しさを、「雷鳴」と「稲妻」の概念と時制概念によって説明する。これらの概念を学習した後では、概念の理解に基づいて、それを使用した推論の正しさを判定できるだろう。しかし、これらの概念の学習段階では、この順番は成り立たない。語の概念内容が、その推論役割であるとする、その語を含む推論を学習することなく、語の概念内容を学習することはできないからである。

では、推論の学習はどのように行われるのだろうか。推論の学習の前に、「稲妻が見えた」や「雷鳴が聞こえた」という文の学習をするのだろうか。確かに、ブランダムは、文が言語的な意味の最小単位である、と考える。そうすると、文の学習が行われ、次に文からなる推論の学習が行われるとかがえられる。しかし、それは文の学習が行われた後のことである。文の意味は、その推論役割であるとする、文の意味の理解は、その文を用いた推論の理解に基づくことになる。そうすると、文の理解には、推論の理解と同時、あるいは、その後である。

「これが稲妻です」と教えられ、「これは稲妻ですか?」「はい、そうです」「あれが稲妻ですか」「いいえ、違います」などの問答を繰り返して、一瞬空が光って、そのあと雷鳴が轟くとき、その光が稲妻である、という学習をおこなう。答を空が光っても、雷鳴が続いて起こらなければ、それは稲妻ではないだろうし、雷鳴のような音がなっても、稲妻が先行していなければ、それは雷鳴ではないだろう、という学習をおこなう。稲妻と雷鳴は、時間的に接近しているが、はっきりと前後関係をもつ出来事だと学習を行う。

出来事間の物理的な因果関係が、時間的前後関係、時間空間的近接性、恒常的连接性を持つならば、それらの出来事を表示する表現、あるいはその出来事を記述するのに使用される表現は、これらの関係を含意しており、それらを理解するには、互いに他の表現を必要とするだろう。つまり、表現の説明は、互いに推論関係に立つ。

### 注2 カルナップの「疑似対象文」は、「実質推論」になるだろう。

カルナップは、論理規則（L 規則）と物理法則（P 規則）を区別する。セラーズは、“Inference and Meaning 257”で、実質推論をカルナップの言う P 規則の一部だと述べているが、「疑似対象文」には言及していない。しかし、カルナップのいう「疑似対象文」は、対象についての経験的に真なる命題のように見えるが、しかし本当は、表現の意味にもとづいて分析的に真であるような文のことである。この疑似対象文は、表現に一定の意味を付与する実質的推論に属していると言えるだろう。

## 訂正 2

### #3種の推論：「なぜ」の説明の3つの形式（修正）

前回「なぜ」の問いへの答えとなる推論を、次の3つに分けた。

- ①出来事の原因を説明する推論（法則による因果関係の説明と物語による因果関係の説明）
- ②行為の理由を説明する推論（何による説明か？）
- ③主張の根拠を説明する推論（論理法則による説明）

③に関して、修正はない。

②に関して、次のように修正したい。②は、意思決定を説明する推論である。意思決定を行う主体は、個人である場合と集団である場合がある。ここまでは変更はない。しかし前回は、これに続けてつぎのように書いた。

「意思決定の説明には、二種類ある。決定当事者による理由の説明と、ある主体の意思決定についての第三者による説明である。後者は、主体 A の t1 時における意思決定という出来事の原因を説明しているのではない。もしそうならば、それは①に属することになるだろう。

ある主体の意思決定の理由を説明することは、その意思決定を理解可能なものにする説明、あるいはその意思決定を正当化する説明であって、その意思決定の発生の原因を説明するものではない。」

つまり、次のようになる。

- a 当事者によるのであれ第三者によるのであれ、意思決定を説明すること——②に属する。
- b 当事者によるのであれ第三者によるのであれ、意思決定の発生の原因を説明すること——①に属する。

前回これについてミニレポートの課題を出しました。

#### <ミニレポート課題>

「なぜ、シーザーはルビコン川を渡ったのか？」の問いについての上記の分析について、批判、疑問点、感想を書いて下さい。

Mさん：bもまた①では説明できないのではないか。

Iさん：bを①で説明するにしても、説明しきれないので、「常識」に従っているのではないか。

Kさん：aもbも①の説明（原因に関する説明）を使う必要があるのではないか。

Aさん：「シーザーば、なぜルビコン川を渡ったのか」の例と「X氏はなぜ奈良に住んでいるのか」の場合の①と②の区別が、違ってはいないでしょうか。

Sさん：bも②（行為の理由の説明）であるように思える。

**修正案：**上記のaとbはともに、意思決定の説明であった。これらをすべて②に分類する。そして、意図的な行為の非意図的な結果についての説明を①に分類する。前回挙げた次のような例である。

- ・個人の意図的行為が引き起こす非意図的な出来事：交通事故、生活習慣病、
- ・集団の意図的行為が引き起こす集団内の非意図的な出来事：薬害、公害
- ・複数主体の意図的行為が引き起こす非意図的な出来事：
  - ・火事になった映画館からみんなが一斉に逃げようとして、出口で沢山の人が押しつぶされ、転んだ。
  - ・化石燃料の使用による地球温暖化、経済活動による環境破壊  
経済のグローバル化、経済格差の拡大、恐慌、株価の上下
- ・複数の集団の意図的行為が引き起こす非意図的な出来事：戦争、テロ、

①についても修正の必要があるが、その説明は、ヘイドンホワイトの物語論を紹介した後にする。

## § 6 物語的説明とは何か（その2）ヘイドン・ホワイトをもとに、

参考文献：ヘイドン・ホワイト『メタヒストリー』（原著1973年）岩崎稔監訳、作品社、2017年

ヘイドン・ホワイト『歴史の喩法』上村忠男監訳、作品社、2017、2017年

### 1. 『歴史の喩法』の第4章「現実を表象するにあたっての物語性の価値」より

ここで、ホワイトは4つの「歴史的表象の形式」を挙げる。第1は「年表」、第2は「年代記」、第3は「歴史的故事」、第4は「歴史の哲学」（148）

「年表」は、物語的要素をまったく欠いている（123）。

「年代記」の特徴は、「物語としての自己完結を達成することができないことにあるのである。年代記は完結するというよりは、単に終わってしまう。[...]年代記は事物を未解決のまま残す。」（123）

ホワイトは、ヘーゲルが、国家とともに法律と歴史が始まると考える点を高く評価し、ヘーゲル『歴史哲学講義』から次の箇所を引用する。

「国家だけがはじめて、歴史の散文にふさわしいだけでなく、そのような歴史そのものをもみずからの存在と並行して作り出すような主題を提示するのである」（135）

「法律を意識した国家が成立して初めて、判然とした行為が可能となり、それに伴ってそれらについての明瞭な意識が生じて、その行為を記録し保存することができるようになり、またその必要が感じられるようになる。」（135）

ヘーゲルが指摘したように、法は、歴史物語の共有を必要とする。法の存立のためには、また正当化のためには、法の成立の物語が必要である。法の設立がかりに、約束のように全員の共有知によって可能になっているとしても、あるいは代表者だけの共有知になっているとしても、時間がたつとその共有知を保証することができなくなる。法の設立と維持のためには、記憶の共有が必要であり、言い換えると物語の共有が必要である。

「法と歴史性と物語性の間には密接な関係が存在するとヘーゲルが示唆している」136

「物語性がある一つの法システムの存在を前提しており、物語記述の典型的な主体がそうした法システムに反対したり味方したりして戦っている例の多さに驚かないではいられない」136

「概して物語は、民話から小説にいたるまで、年表から完成された「歴史」にいたるまで、法とか、合法性とか、正当性、あるいはより一般的に権威のトピックとかかわっているのではないか、という疑いが生じてくる。」136

記述が「歴史的記述」であるためには、少なくとも二通りの仕方で語りうる必要がある。

「歴史的なものとして資格づけるためには、出来事はそれが起きたことにかんして少なくとも二通りの仕方で語られる余地がなくはない。同じ出来事の集合についての少なくとも二通りの語り方を想像できないかぎり、歴史家が現実起きたことについての真実の記述をあたえる権威を自らの身にまとう理由はなくなってしまう。」142

（これは、対象を指示する単称名辞には、少なくとも共指示の単称名辞が二つ以上いるということと同じことだろうか。あるいは、アーレントが言う、客観性のためには「複数の声」が必要だ、という指摘と同じことだろうか。）

記述を完結させるためには、「道徳的教訓を与える」ことが必要である。

「現実起きた出来事の流れを語ることで問題になっているとき、「道徳的教訓を与える」終わり方以外のどのような「終わり方」をそのような出来事の所与の経過は与えることができたというのかだろう

か。一つの道徳的秩序からもう一つの道徳的秩序への移行以外の何でもって物語の終結は構成することができたというのだろうか。告白するが、それ以外に現実に起きたできごとについての記述を「完結」させる仕方はわたしには考えられない。というのも、現実に起きた出来事のどのような継起であろうとも、それが実際に終わりを迎えるとか、現実そのものが姿を現すとかが、現実の出来事が起こることをやめてしまうなどは確かに言えないからである。」 152

「私が示唆しようとしてきたのは、現実に起きた出来事を表象するにあたって物語性に付与されるこの価値は、単に想像上のものでしかなく、またそうでしかありえないような人生についてのイメージの持つ一貫性、完全無欠性、完成度と終末を、現実に起きた出来事にも示させたいという願望から生じているということである」 153

ホワイトのテーゼ「言述を物語化することは判断を道徳化するという目的に奉仕する」 152

### # ダントの用語法とのズレ

ダントの、理想的編年史 (ideal chronicle) は、ホワイトの言う「年表」に対応するようにみえる。ホワイトのいう年代記は、ダントのいう物語の一種、ただし未完成な歴史の物語である。歴史の物語は、はじめと中間とおわりをもつが、年代記は終わりを持たない。

ホワイトの用語法に従うならば、生きている人の人生はまだ終わりを持たないので、その記述は、物語ではなく、年代記になるだろう。また、世界史と呼ばれているものも、まだ終わりを持たないので、歴史の物語というよりも、むしろ年代記である。

### # ダントの「物語形式」の説明の修正

ダントは、物語形式を、同一の主体にかかわり、はじめと中間と終わりからなる変化であると考えた。では、出来事が、はじめ、中間、終わり、からなるためには、何が必要だろうか。単に継起する同一の主体にかかわる3つの出来事の記述では、物語にならない。例えば、「xはt1におにぎりを食べた。t2にパンを食べた。t3にカレーを食べた」では、物語にならない。なぜなら、そこでは何も始まっていないし、何も終わっていないからである。変化は、何かの変化でなければならない。それゆえに、そこには変化する同一の主体が必要であるが、しかしそれでは不十分である。始まりは何かの始まりであり、終わりは何かの終わりでなければならない。つまり、物語は「何かの物語」でなければならない。その「何か」とは一連の変化に統一を与えるものでなければならない。「それが、何の物語であるのか?」「それが、何の始まり、中間、終わりであるのか?」を明示しなければならない。

ホワイトは、変化にそのような統一を与えられるものは、道徳的秩序であると考えた。言い換えると、その変化を、道徳的規範の適用の一事例として捉えることである。

他には、考えられないだろうか。例えば主体の誕生から死まではどうだろうか。エジソンの誕生から死までをえがいた「伝記」に統一性を与えるのは、エジソンという主体の存続だろうか。エジソンが40歳で記憶喪失になって、その後は全く別の人生を歩んだとしよう。このとき伝記には統一性がなくなるのではないのか。人格の同一性が、伝記に統一性を与えるのだとすると、人格の同一性とは何か。それは物語的同一性である。それは何か? ホワイトならば、それは何らかの規範であるというかもしれない。

というわけで、ホワイトの主張は、ある程度説得力があるように見える。

### # 以前の説明の訂正：規範による反復可能な出来事の説明

自然科学は、反復可能なものとしての出来事を取り扱うが、これに対して物語は、反復不可能なものとしての出来事を取り扱うと、以前に説明した。しかし、ホワイトのように考えるならば、事情は異なってくる。

ある出来事を反復可能なものとして捉えることは、その出来事のある法則の一事例として捉えることである。そのような法則には、自然法則以外に、規範的な法則がある。規範的な法則もまた、その適用の事例をもち、そのような規範的法則の下で、ある出来事を反復的事例として捉えることができる。例えば、ある自

動車が赤信号で停止したという出来事は、「赤信号では止まれ」という道路交通法が適用された一事例である。例えば、裁判所に訴えを起こすということは、刑事訴訟法の適用の一事例である。

法や道徳は、多くの出来事や行為に適用される普遍的法則である。それにしたがう出来事や行為は反復可能なものとして表象される。このような法によって、出来事や行為を(因果的に?)説明することができる。

<ミニレポート課題>

次のアンチノミーをどう解決したらよいでしょうか。

(正) 物語的な説明は、反復不可能な一回的な出来事を説明するように見える。

(反) 物語的な説明は、反復可能な出来事(法や道徳的秩序の一事例)を説明するように見える。

---

## <<Final Report について>>

テーマ：物語形式の知に関連するテーマを自由に設定してください。

形式：問題設定(一つの疑問文で表現すること)

問題の説明

解答

解答の証明

分量：3000字～4000字

用紙：A4、40字×30行

締め切り：B4、M2の学生：2018年2月15日(木)(必着)

その他の学生：2018年2月21日(水)(必着)

提出先：入江のメールボックス(文学部ロビー)

参考文献：

入江幸男「問いと物語」、『哲学』第46号、日本哲学会発行、1995年10月(入江のHPに掲載)

入江幸男「感情の物語的負荷性と問題」、文部省科学研究費共同研究報告書 課題番号07451001 『感情の解釈学的研究』、p.151-168、1998年3月(入江のHPに掲載)

ダント『物語としての歴史』

ヘイドン・ホワイト『メタ・ヒストリー』

ヘイドン・ホワイト『歴史の喩法』

野家啓一『物語の哲学』岩波現代文庫2005

野家啓一『歴史を哲学する』岩波現代文庫2016